

神奈川県VPP形成促進事業公募要領

1 事業名称

神奈川県VPP形成促進事業

2 事業の目的

「かながわスマートエネルギー計画」の基本政策の一つである「エネルギーを地産地消するスマートコミュニティの形成」に向け、県内において、電力の需給バランスを保つ新たな調整力として期待されるバーチャルパワープラント（以下「VPP」という。）を形成すること及びVPP形成により太陽光発電の導入拡大を図ることを目的とする。

3 公募

県は事業の目的を達成するため、県内でVPPを形成する者を募集し、1者を選考し、協定を締結した上でVPPの形成を支援する。

4 実施期間

実施期間は、協定の締結から令和9年3月31日までとする。

5 事業の概要

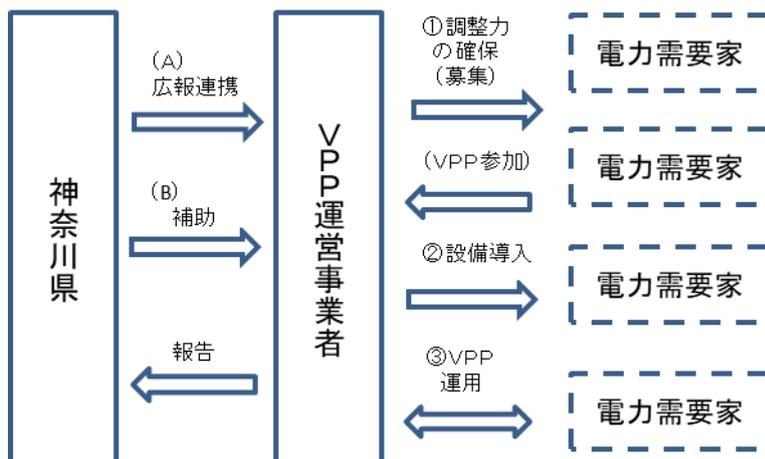
(1) VPP運営事業者の役割

項目	内容
①調整力の確保	VPPに参加する電力需要家の募集 ※募集に当たっては、太陽光発電等の新規導入を電力需要家に働きかけること（県の自家消費型太陽光発電等導入費補助金を活用できます。）。
②設備導入	VPP参加に必要な計測・制御機器及びIoT関連機器の設置
③VPP運用	電力の需給バランスに合わせて調整力を制御

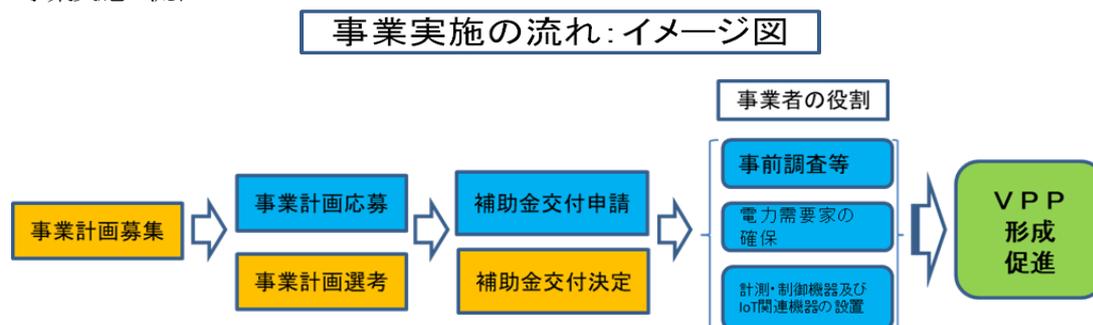
(2) 県の役割

項目	内容
(A) 広報連携	電力需要家等の募集に係る広報連携
(B) 補助	計測・制御機器及びIoT関連機器の導入等に係る費用の一部を補助（「11 補助金について」参照）

(参考)



(3) 事業実施の流れ



ア 事業計画募集（応募者が事業計画書等の応募書類を県へ提出）

イ 事業計画選考（有識者による選考委員会の開催など）

ウ 補助金交付申請、交付決定

選考された事業計画に則して事業を行う事業者は、別に定める神奈川県VPP形成促進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、県に対して補助金の交付申請手続を行うこと。

6 電力需要家の要件

県内に事務所又は事業所を有し、県内に調整力を有する者であること。

7 応募者の要件

(1) 事業者の構成等

ア 応募できる事業者は、VPPやDRを用いて、一般送配電事業者、小売電気事業者、電力需要家、再生可能エネルギー発電事業者といった取引先に対し、調整力、インバランス回避、電力料金削減、出力抑制回避等の各種サービスを提供する者（予定を含む）又はこれを含む複数事業者（個人又は法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。））とする。

イ 応募できる事業者は、過去4年間に、国のVPPアグリゲーター事業又はDERアグリゲーション実証事業で、アグリゲーションコーディネーター、幹事、コンソーシアムリーダー又はリソースアグリゲーターの実績がある者か、これらの実績がある者を事業者の中に入れている者であること。

ウ 特定卸供給事業者の届出をした者若しくは届出を予定している者であること。又は、これらの者を事業者の中に入れている者であること。

エ 複数事業者で応募する場合には、その中から代表となる者（以下「代表事業者」という。）を立て、事業計画書等の応募書類を提出すること。代表事業者以外の事業者を「共同実施事業者」とする。

(2) 代表事業者の要件

代表事業者は、次に掲げる要件を全て満たしている必要がある。

ただし、アについては、県職員が現地調査を行い確認する場合がある。また、コについては、補助金交付申請の際、提出された役員等氏名一覧表に記載された情報を神奈川県警察本部に照会し、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条に基づく排除措置の対象該当性について確認する。

ア 日本国内に次の各号の全てに該当する事業所を有し、現に営業の実体を有していること。

(ア) 事務等を執り行う机、椅子その他の事務用什器及び電話等の通信機器、複写機その他の事務用電子機器が、当該事務所専用のもので具備されていること。

(イ) 事務所の所在を明らかにした看板や表札が掲示されていること。

(ウ) 責任者が配され、特段の事情がない限り常駐していること。

(エ) 営業に係る帳簿類や従業員の出勤簿又はこれに代わるものを備えていること。

(オ) 営業時間中、連絡が取れる体制となっていること。

イ 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

ウ 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

エ 次の申立てがなされていないこと。

(ア) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て

(ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て

オ 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

カ V P Pの形成を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。

キ 県税その他の租税を滞納していないこと。

ク 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

ケ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

コ 次の各号のいずれにも該当しないこと。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

(イ) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(ウ) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。

8 応募書類の提出及び提出後のスケジュール等

(1) 応募書類の提出期間等

ア 応募書類の提出期間

令和4年4月28日（木曜日）から令和4年5月26日（木曜日）17時まで

※応募を予定されている方（検討中を含む。）は、令和4年5月20日（金曜日）17時までに、応募を予定している旨をエネルギー課（電話：045-210-4133）へ連絡のこと。

イ 質問受付

質問は、神奈川県産業労働局産業部エネルギー課の「お問い合わせフォーム」で受け付ける。

「お問い合わせフォーム」の「お問い合わせ内容」の文頭にV P P形成促進事業の公募に係る質問であることを明記すること。

ウ ヒアリング

応募書類受付後に必要に応じ行う。日時については個別に調整する。

エ 選考

「10 選考」を参照すること。

オ 選考結果の通知

令和4年6月中旬（予定）

(2) 応募書類の提出方法

ア 提出書類

必ず所定の様式を使用し、所定事項を記載して提出すること。様式は、「神奈川県V P P形成促進事業」ホームページからダウンロードすること。

(ア) 事業計画書

(イ) 代表事業者の現在事項若しくは履歴事項証明書（コピー不可、発行日から3か月以内のもの）又はこれに代わるもの（以下「登記事項証明書等」という。）

※ 事業計画の選考後に、代表事業者が、交付要綱に基づき補助金の交付申請手続を県へ行う際に、補助金の交付申請書の提出日時時点で本事業計画書に添付の登記事項証明書等が発行日から3か月を経過している場合又は登記事項に変更が生じている場合には、改めて提出すること。また、複数事業者で応募する場合には、補助金の交付申請手続を県へ行う時点で、全ての共同実施事業者の登記

事項証明書等を提出すること。

- (ウ) 代表事業者の直近2会計年度（前期、前々期）の決算財務諸表（損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書のうち、作成している既存の書類。）
- (エ) 設置する機器のカタログ等
- (オ) 過去4年間に、国のVPPアグリゲーター事業又はDERアグリゲーション実証事業で、アグリゲーションコーディネーター、幹事、コンソーシアムリーダー又はリソースアグリゲーターの実績があることを証する書類（実績報告書等）
- (カ) 任意の添付書類
- (キ) その他知事が必要と認める書類（県から指示があった場合に提出すること。）

イ 提出部数等

正本1部、副本（コピー）4部
事業計画書等の提出書類を保存したCD-R 1枚

ウ 提出方法

神奈川県産業労働局産業部エネルギー課へ郵送すること。
なお、応募資格を有しない者が事業計画書等を提出した場合や提出された事業計画書等に不備がある場合は、選外とする。

エ 事業計画書等の提出後の取扱い

- (ア) 事業計画書等の変更、差替え、再提出及び返却には原則として応じない。ただし、事業計画書等の記載事項に軽微な不備があった場合又は不足書類があった場合については、別途指示する。
- (イ) 事業計画書等の著作権は、代表事業者に帰属する。
- (ウ) 事業計画書等は、事業者の選考及び選考後の事業実施以外には、使用しない。
- (エ) 事業計画書等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は代表事業者が負う。

9 応募書類の記載方法

(1) 事業計画書（様式1）

ア VPP形成の基本的な考え方及び内容等

- (ア) VPP形成に関する基本的な考え方や事業の具体的な内容及び将来的な展開等について記載すること。
- (イ) VPP形成によって、実施地域に対するどのような貢献が可能になるか、期待できるかという観点から、VPP形成に対する考え方を記載すること。

イ 実施体制

計画しているVPP形成の内容と整合したものであり、VPPの効果的な形成が可能な体制であることが確認できるように記載すること。

ウ 実施スケジュール

5年間（令和4年度から令和8年度まで）の実施スケジュールを記載すること。

(2) 応募者の概要等（様式2-1、2-2）

- ア 代表事業者の概要（法人の名称、本社所在地、県内の事業所所在地、代表者の職名・氏名、設立年月日、資本金、従業員数、主な事業内容）を記載すること。
- イ 複数事業者で応募する場合には、全ての共同実施事業者の概要と事業における役割分担も記載すること。

(3) VPPの内容等（様式3）

ア 現時点での県内での取組状況について

事業の基盤となる現時点での県内での取組状況を記載すること。

イ 調整力の見込みについて

- (ア) VPPへの参加が見込まれる電力需要家の件数、契約電力とそのうちの調整力を記載すること。

- (イ) (ア)のうち、新規の再生可能エネルギーの設備容量の見込みとそのうちの調整力を記載すること。
- (ウ) 電力需要家がVPPに参加するメリットについて、その具体的内容を電力需要家への訴求力という観点から記載すること。
- (エ) 再生可能エネルギー（主に太陽光発電）を導入するメリットと促進に向けて取り組む内容を記載すること。

ウ VPPの運用について

VPPの運用に当たって、電力需給バランスを確保する需給管理の方法について記載すること。

10 選考

(1) 選考手続

有識者で構成する選考委員会委員により、評価項目ごとに評価し、県はこれを尊重して1者を選考する。なお、選考結果については、応募者（代表事業者がいる場合は代表事業者）宛てに文書で通知する。

(2) 選考基準

事業計画は、次の評価項目ごとに評価する。

ア 代表事業者の経営状況

代表事業者の経営状況は安定しているか。

イ VPP形成の実施体制

本事業を効果的に実施できる体制が取られているか。

ウ 事業の実施スケジュール

本事業を着実に実施できるスケジュールが設定されているか。

エ VPP形成に関する基本的な考え方、事業内容及びこれまでの実績

VPP形成に関する基本的な考え方や事業内容、実績が適切か。

オ 調整力の確保

調整力をどれだけ確保できる見込みか。

カ 再生可能エネルギー等の導入

本事業により、VPPに参加する電力需要家に再生可能エネルギーなどの分散型電源が新たにどれだけ導入される見込みか。

キ VPPの運用

効果的な運用方法により行うこととされているか。また、出力変動が大きい太陽光発電、風力発電などによる電力供給と電力需要のバランスを効果的に確保できる需給管理の方法か。

ク 将来的な発展性等、本事業全体の総合評価

将来的な発展性、継続性、事業として期待される県内への波及効果など、本事業に関する総合的な評価

11 補助金について

公募事業のうち、電力需要家への計測・制御機器及びIoT関連機器の導入等については、神奈川県VPP形成促進事業費補助による支援を受けられる。ただし、令和5年度以降については、予算の成立が要件となる。

(1) 対象者

VPP運営事業者

(2) 対象経費

電力使用状況等の調査費及びエネルギーマネジメント機器導入に関する設計費、設備費、工事費

(3) 補助額

補助率1/3（参加する1事業所当たりの上限：100万円）

12 事業者の責務等

各年度のVPP形成の成果について、別途定める様式により報告書を県へ提出すること。

機器等の設置工事、事業に必要なシステムの構築及びV P Pの運用に係る一部を発注する場合には、県内に
本社又は支店等の事業所を有する中小企業とするよう努めること。

13 問合せ先、ホームページアドレス（URL）

神奈川県産業労働局産業部エネルギー課

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話 045-210-4133（直通）

「神奈川県V P P形成促進事業」ホームページ

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/vpp.html>